

## 山口市郵便入札に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が執行する郵便により行う競争入札（以下「郵便入札」という。）について、山口市競争入札参加者心得（以下「心得」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法の指定)

第2条 郵便入札の入札方法については、入札公告又は指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(郵便入札における入札の辞退)

第3条 指名競争入札に係る入札辞退届の提出期限については、心得第7条（入札の辞退）第1項後段の規定に関わらず、次条の規定による入札書の提出期限までとする。

- 2 郵便入札における入札の辞退においては、心得第7条第2項の規定は、適用しない。
- 3 郵便入札においては、入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、入札開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない（郵送又は電信による提出は認められない）。
- 4 前項の規定による入札辞退届は、入札者の代理人によるものは認めない。

(入札書等の郵送)

第4条 心得第9条に規定する入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留により開札日の前日（開札日の前日が休日（山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。以下同じ。）のときは、その日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の指定する時刻までに到着するよう入札執行課宛に郵送しなければならない。この場合において、持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは、認めない。

2 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書を入れた内封筒にあつては、「入札書在中」と朱書きして封かんし、

工事名、(業務)委託名又は件名及び入札者(心得第1条の2第1項の入札者をいう。以下同じ。)の商号又は名称を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印(使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。)で割印をする。

- (3) 外封筒にあつては、次に掲げるものを封入し、表側に送付先(入札執行課名等)、工事名、(業務)委託名又は件名及び開札日を記載し、あわせて「入札書在中」を朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し郵送するものとする。

ア 前号の内封筒

イ 入札参加資格確認申請書(心得第4条の入札参加資格確認申請書をいう。以下同じ。)(入札公告又は指名通知において入札書に同封すべきとされる場合に限る。)

ウ 内訳書等(心得第9条第3項の内訳書等をいう。以下同じ)(公告又は指名通知において入札書に同封すべきとされる場合に限る。)

- 3 郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(無効とする入札)

第5条 心得第11条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 前条の規定による郵送方法によらない入札

(2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札

(4) 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがある入札

- 2 無効とした入札書、入札参加資格確認申請書及び内訳書等は、返却しないものとする。

(入札書の開札)

第6条 入札書の開札は、入札公告又は指名通知書で指定した日時、場所において、入札書を郵送した入札者の中から抽選された2人の立会人の立合いのもとで行う。

- 2 前項の立会人の抽選は、入札事務に関係のない山口市職員により、入札者の中からくじにより抽選する。

- 3 立会人に選定された入札者には、立会人抽選結果通知書(様式第1号)をファックスにて通知し、あわせて電話での連絡をする。

- 4 立会人に選定された入札者は、入札執行者に委任状を提出することで、代理人

に立会人を委任することができる。この場合において、一括委任状の受任者に立会人を委任するときは、立会人の委任がなされているものとみなし、委任状の提出は不要とする。

- 5 前各項の規定による立会人が2人に満たないときは、入札事務に関係のない山口市職員に立会人を依頼するものとする。
- 6 立会人は、開札の立会いに際し、入札執行者に第3項の立会人抽選結果通知書を提示し、入札後に立会人署名書（様式第2号）に署名しなければならない。
- 7 入札執行者は、落札者が決定した場合は、落札者とその価格を発表し、入札経過表を立会人に提示するものとする。
- 8 立会人は、入札経過表の撮影若しくは複写をすること、又は入札経過表の写しを求めることはできない。

（入札者の傍聴）

第7条 入札書を提出した入札者（前条の立会人を除く。以下この条において同じ。）は、当該入札を傍聴することができる。

- 2 入札者は、入札執行者に傍聴委任状（様式第3号）を提出することで、代理人に傍聴を委任することができる。
- 3 前条第4項後段及び第8項の規定は、入札を傍聴する者について準用する。
- 4 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場に入場する際に別に定める傍聴者名簿に記名をするとともに、入札会場における規律の保持に関して入札執行者の指示に従わなければならない。

（落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第8条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 くじの方法は、入札者があらかじめ入札書に記載した3桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。）を別記に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者等を決定する方法とする。
- 3 くじの抽選は、開札後、直ちに行う。ただし、別に定めるところにより積算疑義申立て期間を設ける場合の抽選は、当該期間の経過後（積算疑義申立てがあった場合は、当該期間の経過又は当該申立ての回答をしたときのいずれか遅い時点の後）、直ちに行う。

（入札結果等の通知）

第9条 市長は、郵便入札を経て落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者へ電話連絡するとともに、開札当日の午後3時までに入札結果を山口市公式ウェブ

ブサイトで公表するものとする。当日の午後3時までの公表ができない場合は、その旨を山口市公式ウェブサイトで公表するものとする。

2 市長は、別に定めるところにより低入札価格調査等に関し入札を保留した場合は、前項の例による。

3 別に定めるところにより積算疑義申立て期間を設ける場合は、当該期間満了後直ちに入札結果を山口市公式ウェブサイトで公表するものとする。直ちに公表することができない場合は、その旨を山口市公式ウェブサイトで公表するものとする。

(再度入札)

第10条 市長は、郵便入札の開札において心得第17条の規定により再度入札が必要となった場合には、郵便入札の開札日から1日以上の間を置いて、会場入札により実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札者に対しては、再度入札通知書（会場入札用）（様式第4号）をファックス送信により送付するものとする。また、郵便入札において無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者に対しては、郵便入札（無効・不落札・失格）通知書（様式第5号）をファックス送信により送付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札の公平性の確保の観点から、会場入札による再度入札の実施が適当でないと認められるときは、入札公告又は指名通知に明記することにより、再度入札を郵便で行うことができる。この場合における再度入札の対象となる入札者に対する通知は、再度入札通知書（郵便入札用）（様式第4号の2）によるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

山口市郵便入札に関する要領に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

## 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

### ●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「\*\*\* (3桁) - \*\* (2桁) - \*\*\*\*\* (5桁) - \* (1桁)」

## 2 くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。  
※ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」が一致した者を落札(候補)者とする。
- (4) 低入札価格調査制度等の審査を要する場合は、上記(3)で決定した落札候補者を「第1落札候補者」とし、「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする（「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」にない場合は、0が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする）。
- (5) 「第3落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

### 例) 入札参加者4者が同額入札の場合

#### (1) 「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	—	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	—	0

#### (2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	083
B社	934
C社	271
D社	007



$$083 + 934 + 271 + 007 = 1295$$

$$1295 \div 4 \text{ 者} = \text{商} 323 \text{ (余り} \dots 3 \text{)}$$

#### (3) 落札(候補)者等の決定

業者名	抽選番号	右記以外の場合	低入札価格調査制度等の審査を要する場合
A社	1		第3落札候補者
B社	3	落札(候補)者	第1落札候補者
C社	2		第4落札候補者
D社	0		第2落札候補者

## 立会人抽選結果通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市長

下記案件の入札開札立会人に選出されましたのでお知らせします。

当日は、開札時刻までにご参集ください。なお、原則として断ることはできませんので、代理人に委任する場合は、「立会人委任状(別紙)」が必要になります(ただし、一括委任状を提出している場合は、立会人委任状は不要です。)

## 記

- 1 工事名、(業務)委託名又は件名

---

- 2 日 時 年 月 日 時 分

- 3 場 所

- 4 入札執行課

※当日は、入札書開札開始時間の10分前までに開札会場にお越しください。  
また、「立会人署名書」に署名をお願いすることになります。

※受信確認のため押印の上、下記までFAXしてください。

入札執行課	課	TEL:	FAX:	確認印	
-------	---	------	------	-----	--

立 会 人 委 任 状

年 月 日

(宛先) 山口市長

委任者	住	所	
	商号又は名称		
	代表者職氏名		印
代理人	職	氏	名

私は、上記の者を代理人と定め、下記案件の入札開札立会人に関する一切の権限を委任します。

記

1 工事名、(業務)委託名又は件名

---

2 日 時 年 月 日 時 分

※一括委任状を提出している場合は、この委任状は不要です。



立 会 人 署 名 書

年 月 日に行われた次の入札の開札に立会いたしました。また、当該開札が厳粛に実施されたことを認めます。

工事名、（業務）委託名又は件名

---

落札者名

---

落札金額

---

年 月 日

（宛先）山口市長

入札書開札立会人署名欄

商号又は名称

職 氏 名

商号又は名称

職 氏 名

※代理人の場合は、「職氏名」の欄に「代理人」と記載し、署名する。

※山口市職員が立会人となる場合は、所属及び職名を記載し、署名する。

傍 聴 委 任 状

年 月 日

（宛先）山口市長

委任者	住	所	
	商号又は名称		
	代表者職氏名		印
代理人	職	氏	名

私は、上記の者を代理人と定め、下記案件の入札の傍聴の権限を委任します。

記

1 工事名、（業務）委託名又は件名

---

2 日 時 年 月 日 時 分

※一括委任状を提出している場合は、この委任状は不要です。

再度入札通知書（会場入札用）

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

山口市長

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で会場入札により再度入札を実施しますので通知します。

記

工 事 名 ( 業 務 ) 委 託 名 又 は 件 名	
入 札 方 法	会 場 入 札
再 度 入 札 の 日 時	年 月 日 時 分
再 度 入 札 の 場 所	
郵便入札における有効入札の最低価格	円

※新たに提出を求めない限り、内訳書の提出は不要です。

※辞退の場合は辞退届を提出してください。

※受信確認のため押印の上、下記までFAXしてください。

入札執行課	課	TEL:	FAX:	確認印	
-------	---	------	------	-----	--

再度入札通知書（郵便入札用）

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

山口市長

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で郵便入札により再度入札を実施しますので通知します。

記

工 事 名 ( 業 務 ) 委 託 名 又 は 件 名	
入 札 方 法	郵 便 入 札
再度入札の入札書 の 到 着 期 限	年 月 日 時 分
再度入札の開札日時	年 月 日 時 分
再度入札の開札場所	
前回の入札における 有効入札の最低価格	円

※新たに提出を求めない限り、内訳書の提出は不要です。

※辞退の場合は辞退届を提出してください。

※受信確認のため押印の上、下記までFAXしてください。

入札執行課	課	TEL:	FAX:	確認印	
-------	---	------	------	-----	--

## 郵便入札（無効・不落札・失格）通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

山口市長

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、再度入札を実施しますが、貴社の入札は（無効・不落札・失格）であったため、再度入札に参加できませんのでその旨通知します。

なお、落札者が決定した場合は山口市公式ウェブサイトで公表します。

記

工 事 名 ( 業 務 ) 委 託 名 又 は 件 名	
入 札 結 果	無効 不落札 失格
理 由	

※受信確認のため押印の上、下記までFAXしてください。

入札執行課	TEL: 課	FAX:	確認印	
-------	--------	------	-----	--